



【 令和7年度の税制改正について 】

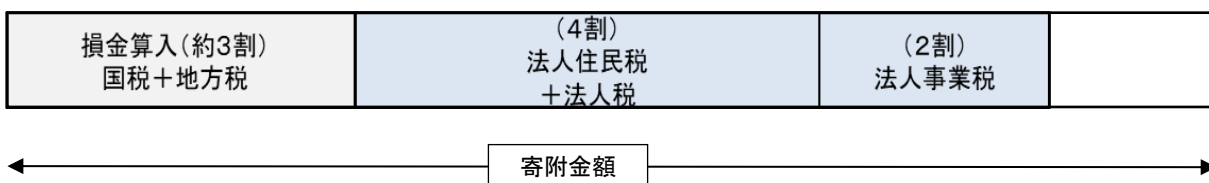
(法人県民税・事業税、特別法人事業税関係)

1 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)※の延長

地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)について、**適用期限が3年延長されました(令和9年度末まで)**。

※ 内閣総理大臣が認定した地域再生計画に位置付けられた事業に対して企業が寄附を行った場合に、損金算入措置に加え、法人関係税に係る税額を控除。

(税負担軽減のイメージ)



* 損金算入措置(約3割)と併せて最大で寄附金額の約9割の負担軽減

2 リース会計基準の改正に伴う事業税付加価値割の課税標準の算定の見直し

リース会計基準が改正され、事業税付加価値割について、法人がオペレーティング・リース取引によりその取引の目的となる土地又は家屋の賃借を行った場合において、その取引に係る契約に基づきその法人が賃借権等の対価として支払う金額があるときは、その金額のうち法人税の所得の計算上損金の額に算入される金額を、その損金の額に算入される事業年度の支払賃借料とすることが明確化されました。

付加価値割=付加価値額(収益配分額±単年度損益)

* 収益配分額=報酬給与額+純支払利子+純支払賃借料

支払利子-受取利子

↓
ファイナンス・リース
取引の利息相当額

支払賃借料-受取賃借料

↓
・ファイナンス・リース取引の支払額は除く
・オペレーティング・リース取引の賃借料のうち、
法人税の所得の計算上損金に算入される金額は含める

3 その他の主な改正

(1) 電気供給業を行う法人の事業税の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の特例措置の延長

一般送配電事業者又は配電事業者の事業税の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、当該一般送配電事業者が原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額及び原子力発電工作物の廃止に要する金銭に相当する金額（以下「賠償負担金相当金額等」という。）を原子力発電事業者に対し交付する場合又は当該配電事業者が賠償負担金相当金額等を一定の一般送配電事業者に対し交付する場合又は当該配電事業者が賠償負担金相当額等を一定の一般送配電事業者に対し交付する場合における当該賠償負担金相当金額等に相当する収入金額をそれぞれ追加する課税標準の特例措置の適用期限が5年延長されました。

(2) ガス供給業に係る託送料金を控除する収入割の特例措置の延長

ガス供給業を行う法人の事業税の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、他のガス供給業を行う法人から託送供給を受けてガスの供給を行う場合の当該供給に係る収入金額のうち、ガスの供給に係る託送供給の料金として支払うべき金額に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置の適用期限が3年延長されました。

便利な電子納税をぜひ御利用ください

金融機関窓口等に出向くことが不要！

**納付書の印刷が不要なので
ペーパーレスが可能！**

**全都道府県・市町村へ
一括納税可能！**

給与所得者の
住民税特別徴収も
一括納税できます！

**e L T A X の
利用手数料無料！**

**インターネットバンキング、クレ
ジットカード納付またはダイレ
クト納付が利用可能！**

**県の公金を取り扱っていない
金融機関からも納税可能！**

埼玉県税務課ホームページから、申告書、届出書、納付書等の様式がダウンロードできます。また、各県税事務所の御案内や、県税に関する情報を掲載していますので御利用ください。



埼玉県マスコット「コバトン」

埼玉県 くらしと県税 ダウンロード

検索